

## 泉区民の緑環境を守る活動補助金交付要綱

制 定 平成 18 年 3 月 22 日 泉政第 10577 号（区長決裁）

最近改正 平成 21 年 3 月 31 日 泉政第 1300 号（区長決裁）

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、泉区民の緑環境を守っていく泉区民による団体・グループが行なう主体的かつ継続的な活動を推進するために、泉区民の緑環境を守る活動補助金（以下「補助金」という）の交付と支援措置の実施に関して必要な事項を定める。

2 この補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （対象となる活動）

第 2 条 対象となる活動は、次のいずれかの内容に該当し、かつ、区長が適切であると認められたものとする。

- (1) 緑環境の清掃や維持に関わる内容
- (2) 緑環境の改善や地域の活用に関わる内容
- (3) 上記(1)(2)の取り組みの充実・発展を意図した内容
- (4) その他、区長が必要と認めた内容

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する活動については対象としない。

- (1) 公共団体又は公共団体が設立した団体による活動
- (2) 営利企業、政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体による活動
- (3) 横浜市が実施している他の助成制度等による助成・補助を受けている活動
- (4) 他の団体が企画募集する活動

### （対象となる活動団体等）

第 3 条 この要綱は、区内で前条に規定する活動を行い、もしくは活動に取り組もうとする区民の団体またはグループ（以下「活動団体等」という）によるもので、活動の登録をした活動団体等を対象とする。

2 前項の活動団体は、次のすべての要件に該当する団体とする。

- (1) 団体の構成員の過半数が、泉区に在住、在勤、在学のものであること。
- (2) 宗教活動、政治活動、選挙活動及び営利を目的とした活動をしていないこと。
- (3) 公益を害するおそれのある活動をしていないこと。

- (4) 5名以上の構成員がいて、今後も継続して活動する見込みがあること。
  - (5) 法人格を有していないこと。ただし、特定非営利活動法人はこの限りでない。
  - (6) 活動の目的や内容が非営利であること。
  - (7) 原則として、希望する泉区民が誰でも活動に参加出来るものとする。
- 3 第1項に規定する活動団体等は、あらかじめ当該土地の権利者（以下「地権者」という）と活動内容を協議し、活動内容についての協定（以下「活動協定」という）を結んでいるものとする。
- 4 同一年度内に、同一団体が同一内容で受けられる助成は、1回に限るものとする。
- （区民活動の登録）

第4条 区長は、活動団体等から申請があったときは、提出書類等を審査し、活動を登録するものとする。

- 2 前項の申請をしようとする活動団体等は、活動登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に提出するものとする。
- (1) 活動場所の位置図
  - (2) 活動に関する調書（第2号様式）
  - (3) 規約、定款その他これらに類する書類
  - (4) その他区長が必要と認めるもの

3 区長は、登録を決定したとき、もしくは登録が認められないときは、活動登録申請についての通知書（第3号様式）により、活動団体等に通知するものとする。

4 次の各号の一に該当するときは、登録内容変更届（第10号様式）により区長に届出なければならない。

- (1) 会長を変更するとき。
- (2) 規約を変更するとき。

（活動の報告）

第5条 区長は、必要があると認めるときは活動団体等に活動状況の報告を求めることができるものとする。

（登録の解除）

第6条 区長は、権利者もしくは活動団体等の申し出により、やむを得ない理由があると認めるときは、登録を解除するものとする。

2 区長は、登録された活動内容と活動の事実が著しく異なると認めるときは、活動の登録を解除するものとする。

3 第1項および第2項に規定する登録の解除をする場合は、登録解除通知書（第4号様式）

式)により通知するものとする。

(補助と支援措置の対象の範囲)

第7条 区長は、第4条の規定により登録した活動団体等の活動に対して、補助および支援措置を行うものとする。

2 前項に規定する補助と支援措置の対象とする範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 情報の提供、アドバイス、活動の紹介
- (2) 道具・資材の提供、貸与、購入費
- (3) 調査や作業などの委託費
- (4) 事務用品等の購入費
- (5) 活動紹介・報告の作成に伴う製作費
- (6) 連絡通信費
- (7) その他区長が必要と認めたもの

3 ただし、次の経費は助成の対象としない。

- (1) 団体の運営費、事務所の賃借料、光熱水費等の管理費
- (2) 団体のスタッフや会員、関係者などに対する人件費、賃金、謝金など
- (3) 活動場所までの移動経費（電車賃やガソリン代など）
- (4) 他団体への補助
- (5) 飲食に関わる費用

4 この項の補助と支援措置についての手続き等については、別途事務処理基準（以下「基準」という）を定めるものとする。

(補助金の限度額)

第8条 補助金は、1団体あたり1年間で4万円を上限とする。

2 前項の補助金とは別に、電動工具については、購入金額の2分の1まで、かつ、工具の種類ごとに基準で定める金額を上限とする。

(補助と支援措置の申請)

第9条 補助金の交付もしくは支援の措置を受けようとする活動団体等は、補助金の交付もしくは支援の措置を必要とする活動を開始する前に、次に掲げる書類を添えて、活動補助申請書（第5号様式の1）を区長に提出しなければならない。

- (1) 活動登録申請についての通知書（第7号様式）の写し
- (2) 活動に関する調書（第2号様式）
- (3) 活動計画書
- (4) 活動予算書

- (5) 補助金に係る活動計画書（第5号様式の2）
- (6) 補助金に係る活動予算書（第5号様式の3、4）
- (7) 前年度の活動完了報告・決算書（第6号様式）
- (8) 規約、定款その他これらに類する書類
- (9) その他区長が必要と認めるもの

（継続申請）

第10条 前年度に補助金の交付もしくは支援措置を受けた活動団体等で、同一活動で継続して受けようとするときは、前年度の活動完了報告・決算書（第6号様式）を提出しなければならない。ただし、前条する添付書類は、既に提出されている書類に変更がない場合は省略することができる。

- 2 前項の規定により活動補助申請書を提出するにあたっては、あらかじめ区長と協議しなければならない。

（補助と支援措置の決定及び通知）

第11条 区長は、第10条および第11条の規定による申請があったときは、提出書類の精査及び現地調査等により、補助金の交付および支援措置の適否を決定するものとする。

- 2 区長は、補助金の交付および支援措置を決定する場合に、必要と認めるときは、この要綱の目的を達するために必要な限度内において条件を付することができる。

- 3 区長は、補助金の交付および支援措置を決定したとき、もしくは認められないときは、活動補助申請についての通知書（第7号様式）により、補助金額その他必要な事項を当該活動団体等に通知するものとする。

（補助金交付の時期の例外）

第12条 補助金の交付時期において、区長が補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、活動団体の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ補助事業を実施できない場合とする。

（請求）

第13条 前条第4項の活動補助申請についての通知書を受けた活動団体等は、受理してから14日以内に区長に対し補助金支払請求書（第8号様式）を提出して請求するものとする。

- 2 区長は、前項の規定に基づく補助金支払請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（申請の取り下げの期日）

第14条 活動補助申請の取り下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けてから14

日後の日とする。

(補助金の交付と支援措置決定の取消)

第 15 条 区長は、補助金の交付および支援措置を受けた活動団体等が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付と支援措置決定の一部または全部を取り消すことができる。

- (1) 補助の対象となる経費が支出されないとき。
- (2) 補助および支援の対象となる活動が実施されないとき。
- (3) 法令、当該要綱、交付決定の内容もしくは交付条件、その他これらに基づく区長の指示等に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請・虚偽の報告又は不正の行為によって補助金の交付と支援措置を受けたとき。
- (5) その他区長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付と支援措置の一部または全部を取り消すときは、活動補助取消通知書（第 9 号様式）にて通知するものとする。

(報告書の提出)

第 16 条 補助金規則第 14 条第 1 項の規定により活動団体が区長への報告に用いる書類は、活動報告・決算書（第 6 号様式）を用いなければならない。

- 2 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。
- 3 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、補助金額確定通知書（第 11 号様式）により行うものとする。
- 4 第 1 項の活動報告・決算書には、補助金規則第 14 条第 5 項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等として、補助事業に係るすべての領収書等の写しを添付しなければならない。
- 5 活動報告・決算書の提出期限は、事業終了後 20 日以内とする。

(物品等の処分の制限)

第 17 条 補助金もしくは支援措置により取得した物品等で、価額が 15,000 円以上のものについて、その処分について区長の承認を受けなければならない期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間とする。ただし、10 年を超える場合は 10 年とする。

(書類の閲覧)

第 18 条 補助金の交付もしくは支援措置を受けた活動団体及び区長は、横浜市市民活動推進条例（平成 12 年 3 月条例第 26 号）第 12 条第 4 項に基づき、以下の書類又はその写し

を一般の閲覧（以下「閲覧」という。）に供しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（第5号様式及びその添付書類）
- (2) 補助金交付決定通知書（第7号様式）
- (3) 完了報告書・収支決算書（第10号様式）

2 第1項の閲覧を行う場所等は次の表のとおりとする。

	団体	区 長
閲覧場所	団体が指定する場所	泉区総務部区政推進課
閲覧時間	団体が指定する時間	区役所の開庁時間
閲覧に供する 期間	補助金を交付した日から2年間とする。 ただし、第10号様式又はその写しにあっては、当該書類を 区長に提出した日から2年間とする。	

（現状の復旧）

第19条 活動団体等は、故意または過失によって登録した活動の範囲を逸脱して当該土地内の樹木等をき損したとき又は、土地権利者に損害を与えたときは、自らが費用を負担して原状に復旧するものとする。

（自己責任の原則）

第20条 活動団体等は、自らの責任で活動を行うものとし、作業中に生じた事故について、区はその責任を一切負わないものとする。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年5月30日から施行する。
- 3 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

泉区長

団 体 名  
所 在 地  
代表者氏名

## 活動登録申請書

地域に欠かせない緑を守る活動に登録したいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

緑地等の名称	
緑地等の所在地	泉区

### 添付書類

- (1) 活動場所の位置図
  - (2) 活動に関する調書（第2号様式）
  - (3) 規約、定款その他これらに類する書類
  - (4) その他 \_\_\_\_\_
-

## 活動に関する調書

活動団体名	
設立年月	平成 年 月 活動開始・開始予定 活動歴 年 ヶ月（平成 年 月末現在）
<b>活動について</b>	
<p>（活動の経緯・背景、目指す活動の姿、地域（町内会等）との連携、参加者の募集方法、会報等の発行などについて）</p>	

活動場所について	
(現在の状態、将来像、地域での活用実態などについて)	
これまでの助成実績	これまでに市や他行政、民間団体等から助成金を受けたことがある場合は、名称、助成団体、金額、時期等を記入してください。(過去3年間程度)
確認事項	当団体は、政治、選挙、宗教もしくは営利を目的とした活動を行う団体、または公益を害する恐れのある団体のいずれにも該当していません。(自筆で署名をしてください)  平成 年 月 日 <u>代表者氏</u> 名 _____

第 号  
平成 年 月 日

様

泉区長

## 活動登録申請についての通知書

平成 年 月 日に登録申請のありました活動について、  
次のとおり決定しましたので通知します。

1 登録の可否	
2 活動団体名	
3 緑地等の名称	
4 緑地等の所在地	
5 条件等 (不登録の理由)	

第 号  
平成 年 月 日

様

泉区長

## 活動登録解除通知書

平成 年 月 日第 号で登録決定した活動については、次の理由により登録を解除することとしましたので通知します。

1 活動団体名	
2 緑地等の名称	
3 緑地等の所在地	
4 解除の理由	

平成 年 月 日

泉区長

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

## 活動補助申請書

泉区民の緑環境を守る活動補助を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。なお、申請する経費に対しては他の補助金等を受けておらず、これら申請書類の記載事項に相違ありません。

### 1 補助申請の種類

(1) 支援の措置

---

---

(2) 補助金の交付

申請額 ¥ \_\_\_\_\_

### 2 添付書類

- (1) 活動登録申請についての通知書（第7号様式）の写し
- (2) 活動に関する調書（第2号様式）
- (3) 活動計画書
- (4) 活動予算書
- (5) 補助金に係る活動計画書（第5号様式の2）
- (6) 補助金に係る活動予算書（第5号様式の3、4）
- (7) 前年度の活動完了報告・決算書（第6号様式）
- (8) 規約、定款その他これらに類する書類
- (9) その他 \_\_\_\_\_

- \* 活動の登録に併せて申請するときは、添付書類(1)～(2)、(8)を省略できます。
- \* 添付書類(3)は、添付書類(5)と同じ内容の場合は省略できます。
- \* 添付書類(4)は、添付書類(6)と同じ内容の場合は省略できます。
- \* 前年度に活動補助を受けていないときは、添付書類(7)を省略できます。
- \* この書類及び添付書類は、横浜市市民活動推進条例第12条第4項に基づき、一般の閲覧に供しなかりません。

## 活動計画書

時 期	具体的な活動内容

## 活動予算書

### 1 収入の部（単位 円）

項 目	金 額	説 明
1 泉区民の緑環境を守る活動補助金		
2 自主財源	会 費 等	
	参加料等	
	寄付金等	
	そ の 他	
合 計		

### 2 支出の部（単位 円）

補助金からの支出		
活動物品購入費		
連絡通信費・事務用品費		
報償費・使用料・委託料		
その他		
小計(A)		
自主財源からの支出		
小計(B)		
合計(A) + (B)		

第5号様式の4（第9条）

小計（A）の内訳

項目		説明	単価	数量	金額	備考
活動物品購入費						
事務用品費	連絡通信費					
	事務用品費					
委託料	報償費・使用料・	講師等謝金				
		会場等使用料				
		調査・作業委託料				
その他						
合 計						

平成 年 月 日

泉区長

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

## 活動完了報告・決算書

泉区民の緑環境を守る活動補助を受けた活動（平成 月 日 第 号）  
を完了しましたので、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

### 活動報告

時期	具体的な活動内容

活動場所について	
現在の姿 (改善状況)	
活動について	
区民の 参加状況	
地域との 連携状況	
これからの 活動	
来年度の 申請予定	<p>来年度も支援を希望する場合は、予定する活動内容を記入してください。 (支援の措置)</p> <p>(補助金の交付)</p>

## 決 算 書

収入の部（単位 円）

項 目	金 額	説 明
1 泉区民の緑環境を守る活動補助金		
2 自主財源	会費等	
	参加料等	
	寄付金等	
	その他	
合計		

支出の部（単位 円）		
項 目	金 額	説 明
<b>補助金からの支出</b>		
活動物品購入費		
連絡通信費・事務用品購入費		
報償費・使用料・委託料		
その他		
小計(A)		
<b>自主財源からの支出</b>		
小計(B)		
合計(A) + (B)		

第 号  
平成 年 月 日

様

横浜市泉区長

## 活動補助申請についての通知書

平成 年 月 日に申請のありました泉区民の緑環境を守る活動補助については、審査の結果、次のとおり支援の措置および補助金の交付を決定しましたので通知します。

1 補助の可否	(支援の措置) 可 ・ 否
	(補助金の交付) 可 ・ 否  補助金の額 ￥ _____
2 条件等 (不交付の理由)	(1) この補助金は、記載の事業以外の経費に流用しないでください。 (2) 申請内容に変更が生じたときは、速やかに届け出てください。 (3) 事業終了後 20 日以内に、事業完了報告書に必要な書類を添付して提出してください。 (4) 補助事業の実行にあたっては、補助金の執行に先立ち補助金以外の収入を全額当該事業の支出に充ててください。その結果、決算額において残額が生じた場合は、その差額に相当する補助金を返還してください。 (5) 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときは、全額又は一部の返還を求められることがあります。 (6) 補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。 (7) 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、50,000 円以下の過料に処します。 ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき イ 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき

平成 年 月 日

泉区長

団 体 名  
所 在 地  
代表者氏名

印

## 補助金支払請求書

平成 年 月 日 第 号で補助金交付決定を受けました標記補助金について、次のとおり請求します。

請求金額 ￥ \_\_\_\_\_

	(フリガナ)	
口座名義人		
振込先	銀行 信用金庫 支店 信用組合 農協	
種 目	普通 ・ 当座	口座番号

\*口座名義人が代表者と異なる場合は、以下に署名押印して下さい。

私は、次の者を代理人と定め、上記補助金の権限を委任します。

受任者 \_\_\_\_\_ 印

委任者 \_\_\_\_\_ 印

第 号  
平成 年 月 日

様

泉区長

印

## 活動補助取消通知書

平成 年 月 日第 号で決定した泉区民の緑環境を守る活動補助については、次の理由により補助決定の（全部・一部）を取り消すこととしますので通知します。

1 活動団体名	
2 緑地等の名称	
3 緑地等の所在地	
4 取消の理由	

平成 年 月 日

泉区長

団 体 名  
所 在 地  
代表者氏名

## 登 録 内 容 変 更 届

平成 年 月 日 第 号で承認を受けた活動について、以下のよう  
に変更します。

1 内容
会長の変更 ・ 規約の変更 その他（ ）
2 変更内容・理由等

第 号  
平成 年 月 日

様

泉区長

## 補助金額確定通知書

平成 年 月 日に活動完了報告の提出がありました泉区民の緑環境を守る活動補助金については、次のとおり、その額を確定しましたので通知します。

補助金確定額 ￥

---

(戻入金 ￥ )

---